

農業所得の申告のしかた

～災害による農業設備の修理費用・減価償却費編～

☞ 災害により農業用設備（水路、農機具庫等）や機械が破損したとき ☞

○かかった費用の項目を決める

補助金を受け取った場合は、「総収入金額不算入に関する明細書」の提出が必要です。

修理や原状回復をした

➤ $(\text{修理にかかった費用}) - (\text{受け取った共済金や補助金}) = (\text{修繕費})$

改良した
取得した(買い替えた)

➤ $(\text{取得などにかかった費用}) - (\text{受け取った共済金や補助金}) = (\text{経費の額})$
・経費の額が 10 万円以上であれば、減価償却費に該当します。
・経費の額が 10 万円未満であれば、農具費に該当します。

○費用の使途から項目を決めるのが難しい場合

該当するものを選び、矢印を進んでください。

修理・改良等にかかる支出金額 * が20万円未満である

いいえ

はい

設備や機械の価値を高め、耐久性を増すための修理だった

はい

いいえ

設備や機械を被災前の状態に回復するための修理だった

いいえ

はい

修理・改良等にかかる支出金額 * が60万円未満である

いいえ

はい

「価値を高める支出」か
「被災前の状態に回復するための支出」かを区別できない

7割

3割

資本的支出に該当します

修理・改良等にかかる支出金額が
10 万円以上のときは、減価償却費
10 万円未満のときは、農具費

修繕費に該当します

収支内訳書の項目の「修繕費」になります。
集計される際に、「修繕費」に含めてください。

* 修理・改良等にかかる支出金額 = (かかった金額) - (受け取った共済金や補助金)

「総収入金額不算入に関する明細書」の作成方法

○提出が必要な方

国、県、市などから施設や資産の取得や改良のために補助金を受け取られた方で減価償却費として経費に算入される方

○作成方法

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成 4 年分) 氏名 〇〇〇〇

国庫補助金等の名称	担い手経営発展支援補助金		
国庫補助金等を交付した者	国 / 地方公共団体 / その他		
交付の目的	農業経営の継続		
交付を受けた年月日	令和 4 年 5 月 10 日		
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべきもの として交付を受けた資産の価額	500,000 円		
国庫補助金等の交付に代わるべきもの として資産の交付を受けた事由			
交付を受けた国庫補助金等 をもって取得または改良 をした固定資産に関する明細	種類	機械	
	細目	コンバイン	
国庫補助金等の 返還を要しないことが確定した日	令和 4 年 5 月 10 日		
交付を受けた年の 12 月 31 日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合			
国庫補助金等の交付の条件			
国庫補助金等をもって取得 又は改良等をする固定資産について、 取得または改良予定年月日	年 月 日		
取得に要する金額の見込額	円		
内訳		円	
		円	
		円	
		円	

・補助金の名称
・受け取り先、
・補助金の使用目的
・交付を受けた年月日
を記入します。

補助金の交付額を記載します。
共有で購入した場合、
補助金全額を記載します。
※負担割合で按分しません。

補助金を使って
取得や改良した施設や資産を
記載してください。

この明細書は、
農業収支内訳書と一緒に提出していただくか、確定申告の際に提出していただくようになります。

※補助金を受け取った際の通知は、失くさないように保管しておきましょう。

✂ 減価償却費の計算 ✂

○減価償却費の計算方法

平成 19 年 4 月 1 日
以後に取得した資産

定額法（その年の減価償却費）

$$\text{取得価格} \times \frac{\text{耐用年数に応じた定額法の償却率}}{\text{耐用年数}} \times \frac{\text{所有月数}}{12} \times \text{農業専用割合（使用割合）}$$

○主な資産および償却率

種類	用途・構造	細目	耐用年数	償却率 (定額法)
建 物	木造	倉庫用・作業場	15 年	0.067
	簡易建物	掘立造・仮設	7 年	0.143
機 械 器 具	農業機械・器具	トラクター・運搬車・ロータリー・ハロー・コンバイン・粃摺機・乾燥機・田植機等	7 年	0.143
器 具 備 品	ビニールハウス	金属製(仮設)	10 年	0.100
		金属製(常設)	14 年	0.072
車 両 運搬具	一般用	軽貨物自動車	4 年	0.250
		普通貨物自動車	5 年	0.200

○中古の資産を購入した場合の耐用年数と償却率

中古の資産を購入した場合は、経過年数から耐用年数を計算します。

耐用年数の一部を
経過している場合

上記表の耐用年数 －（中古年数×80%）＝ 計算に使用する耐用年数

（例）中古の軽トラックを中古2年で購入した場合

$$4\text{年} - (2\text{年} \times 80\%) = 2.4\text{年}$$

この軽トラックは、耐用年数 2 年 、 償却率 0.5 となります。

※計算の結果、1年未満の数字があるときは、切り捨てます。

耐用年数の全部を
経過している場合

上記表の耐用年数 × 20% ＝ 計算に使用する耐用年数

（例）中古の軽トラックを中古6年で購入した場合

$$4\text{年} \times 20\% = 0.8\text{年}$$

この軽トラックは、耐用年数 2 年 、 償却率 0.5 となります。

※計算の結果、2年未満になったときは、2年とします。

○10万円以上20万円未満の資産を取得した場合（一括償却）

取得価格の3分の1に該当する金額を取得した年から以後3年間で均等に減価償却費とすることができます。